



島根県報

令和8年7月24日（金）

号外 第 8 3 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第456号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町大野原881 番内1地先から同878番 4地先まで	前	メートル 9.62～ 12.87	メートル 118.25	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	災害防除工事 拡幅
			後	メートル 9.62～ 29.14	メートル 118.25		

島根県告示第457号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和8年7月24日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町下須809番4地先から同808番2地先まで	メートル 128.59	令和8年 7月24日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
県 道	益田種三隅線	浜田市三隅町西河内531番1地先から同595番1地先まで	102.02	令和8年 7月24日	浜田県土整備 事務所	
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町上西見淵35番1地先から同町上西川原畑7番5地先まで	180.04	令和8年 7月24日	隠岐支庁県土 整備局	
〃	〃	隠岐郡隠岐の島町上西川原畑9番1地先から同町上西木戸根6番2地先まで	98.68	令和8年 7月24日		